部活動の在り方が変ります

胎内市教育委員会

令和5年度から全国で、休日の部活動が段階的に、学校の活動から地域の活動 へと移行します。

胎内市では、それに向けて令和3年度から地域と連携した活動に取り組みます。



地域。保護者。学校

胎内市中学生のスポーツ・文化活動 ガイドライン

こうした取組の指針として、胎内市教育委員会では令和2年12月に「胎内市中学生のスポーツ・文化活動ガイドライン」を策定しました。

このガイドラインに基づき、地域、保護者、学校(行政)が連携して、中学生のスポーツ・文化活動を支援していきたいと考えています。

関係の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

<ガイドラインの主な内容>

- > 対象 学校の部活動 保護者会が実施する活動 中学生を対象とした地域の活動
- ▶ 活動時間 長くても平日2時間程度、休日3時間程度
- ▶ 休養日 週2日以上(平日1日以上、週休日(土、日)1日以上)
- 留意事項 心と体の健康、望ましい人間関係づくり、体罰等の根絶など
- ▶ その他 各実施主体の責務やガイドライン推進のための取組など
- ※詳細は胎内市ホームページを参照ください。(ホーム>ライフステージ>教育>小・中学校) http://www.city.tainai.niigata.jp/kurashi/kyoiku/kyoiku/sho-naka/index.html